



### 生物季節観測

気象庁は、全国の気象官署で統一した基準により「うめ」「さくら」の開花した日、「かえで」「いちよう」が紅(黄)葉した日などの生物季節観測を行っています。

「そめいよしの」は江戸末期からはじまる品種で、九州から北海道の石狩平野あたりまで植栽されているといわれています。「そめいよしの」は「えどひがんと」「おおしまざくら」の交雑種です。「そめいよしの」が生育しない地域では、「ひかんざくら」「えぞやまざくら」を観測しています。

2月中旬以降はかなり暖かくなり、3月後半以降も気温の高い状態が続きました。このため「さくら」の開花は、全国的に見ても早く、満開も早くなりました。



### 新年度を迎えて

4月から新年度となり、家計に関わる制度がいくつか変わる事となります。また、働き方や老後の収入に関する制度も改正されます。その他にも、様々なところで変更が多い月となっています。個々の詳細を記載すると長くなってしまうので、概要について見ていきましょう。

### 在職高齢年金制度の見直し

年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。保険料負担に合わせた給付を行う社会保険では例外的な仕組みですが、この基準が月50万円から62万円に引きあがります。

年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に合わせた本来の年金を受給しやすくなり、年金の減額を意識せず、より多く働けるようになります。これにより、一部の業界で指摘される「高齢者の働き控え」を緩和し、人手不足の解消に繋げる効果があると思われています。



### 「130万円の壁」判定基準変更

社会保険の被扶養者認定で「130万円の壁」として受け止められていた収入基準の取り扱いが4月から変わります。厚生労働省によると、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、従来の「今後一年間の収入の見込み」ではなく、労働契約で定められた賃金から見込まれる年収で判断されるようになります。ただし、労働契約内容が確認できる書類が無い場合や、給与収入以外の収入がある場合は従来通りの判定方法が適用されます。

### 子ども・子育て支援金制度開始

子育て支援の財源を確保するため、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。支援金額は医療保険の保険料に上乗せする形で徴収され、すべての国民が医療保険を通じて負担する仕組みです。負担額は加入している医療保険制度や所得によって異なります。集められた財源は、児童手当の拡充や出産・育児支援の強化などに使われる予定です。いわゆる社会全体で子育てを支える制度といえるものです。

子どもがいない人も拠出するため、「独身税」との批判もありますが、子ども家庭庁は「支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって、我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めること、かけがえのない重要な意義を持つものです。また、事業主の皆様にとっても、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益になります。」と説明しています。



### 自転車の交通反則通告制度導入

自転車などの軽車両の交通違反に対して、「交通反則通告制度(いわゆる青切符)」を導入されます。対象年齢は16歳以上で、自転車対象とされている反則行為は携帯電話

使用等(保持)、信号無視、指定場所一時不停止、通行区分違反(右側通行、歩道通行)など113種類あり、警察官から青切符と納付書が交付され、反則金を納付することで刑事手続きに移行せず、手続きは終了となります。

警察は、自転車の指導取締りを強化していき、指導取締りは、事故や違反が多い場所や時間帯が中心です。各警察署は、自転車関連事故の発生状況や、地域住民からの要望を踏まえ、重点的に指導・啓発・取締りを行う地区・路線を「自転車指導・啓発重点地区・路線」として指定し、公表しています。

### 固定電話の基本料金値上げ

NTT東日本とNTT西日本は2026年4月1日利用分からメタル(銅)回線を使う固定電話の回線使用料(基本料)を値上げすると発表しました。住宅用で月200円、事務用で月330円上がります。加入電話はメタル回線の老朽化や利用減少が進んでおり、両社は2035年度までに順次切り替えていく方針だとしています。



### 期限切れの健康保険証が使える特例措置

厚生労働省は、本年3月25日付の事務連絡にて、「昨年12月以降、加入している保険者によらず、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまっただけで、本年3月末を期限としてお示ししておりましたが、マイナ保険証や資格確認書への切り替えに当たり、受診等の頻度が少ない方をはじめ、期限切れの健康保険証を持参される方も一部ではみられるところであり、まだ受診時等に提示する書類の準備が整っていないおそれもあることから、本年7月末までの間は、これまでの暫定的な対応を継続するとともに、次回以降の受診時等にはマイナ保険証が資格確認書を必ず持参いただくよう、引き続き医療機関・薬局の窓口での呼びかけをお願いします。」との周知を行って格確証書の準備をしておきましょう。

